21世紀は「人権の世紀」

社会には、解決すべきさまざまな人権問題があります。

私たち一人ひとりが、「人権」を身近で大切なものとして、互いに尊重し合う努力を重ねながら、くらしに活かしていくことが求められます。 このいとなみが「人権のまちづくり」へとつながるのです。

法務省の人権擁護機関が、以下の17項目を強調事項に掲げています。

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 同和問題(部落差別)を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) HIV 感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- (9) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- (11) インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- (12) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (13) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (14) 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- (15) 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

「人権の世紀」 - これには、20世紀の経験を無駄にせず全人類の幸せが 実現する時代にしたい、という願いが込められています。

私たちの日常生活の場面は、家庭・地域、職場・学校などがあり、それぞれの場面に応じた判断の基準があります。

その基準の中で、最優先される基本のルールとして、誰もが人権の考え 方を尊重するようになれば、人権が私たちの日常生活の中に「文化」とし て定着し、豊かで暮らしやすい社会が実現するのではないでしょうか。

宇陀市人権啓発活動推進本部 2019.8